

浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託仕様書

1 業務名称

浜田市地域公共交通再編検討調査業務

2 業務の背景・目的

本市では、平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次公共交通再編計画」に基づき、交通空白地への対応や市街地を中心とした路線再編、敬老福祉乗車券制度の導入や地域公共交通の利用環境整備等に取り組んできた。その後、令和 2 年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」において、地域公共交通に関するマスタープランとなる計画「地域公共交通計画」の策定が努力義務となり、第 2 次公共交通再編計画の更新のタイミングも踏まえて、効率的かつ効果的で持続可能な交通体系の構築を目的に、今後の取り組みにおける指針となる地域特性に応じた新たな「浜田市地域公共交通計画」を令和 6 年 2 月に策定した。

浜田市地域公共交通計画を策定し 2 年が経過し、現状の公共交通を維持しているものの、人口減少に伴い利用者数が減少している予約型乗合タクシー・市営生活路線バスの路線について、再編やダイヤ再検討等の運行効率化が課題となっている。

一方で、令和 3 年度から実施している、地域が主体となった交通施策である「あいのりタクシー等運行支援事業」の需要が高まっていることなど、ドアトゥドアのよりきめ細かな交通施策が求められている状況である。

また、地域が一体となって交通課題について議論・把握する場が設けられていないことから、合併以前の 5 つの地域それぞれの交通課題に加え、広域的な交通体系の検討がされていない状況である。

以上のことから、行政だけでなく、地域、交通事業者も交えて急激に進む人口減少などの社会情勢や、担い手不足が課題となっている地方の交通事情などの社会課題、本市の交通課題の整理、新たな技術を活用した地域の特性にあった事業の立案などの議論を踏まえて、浜田市地域公共交通計画の中間検証と計画見直しのため、浜田市地域公共交通再編検討調査業務を行うものである。

3 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日（金）まで

4 業務に要する費用（事業費限度額）

18,423,790 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 業務内容

(1) 事前調査分析業務

ア 現行の浜田市地域公共交通計画に則し、市内で運行する公共交通について、路線・運行区域の整理を行うとともに、公共交通による市内のカバー状況の可視化、医療・福祉・商業・観光の立地条件との重ね合わせ、交通サービスの需要と供給状況の調査・分析を行い、計画の中間評価を行うこと。また、次の観点で分析・整理を行うこと。

なお、現行の浜田地域公共交通計画では本市を以下の 5 地域 10 エリアに分割し、地域公共交通に対する意識・ニーズ等について整理を行っている。

地域	エリア
浜田	浜田・石見・長浜・周布・美川・国府
金城	全域
旭	全域
弥栄	全域
三隅	全域

(ア) 公共交通のサービス・整備状況の分析

(イ) 公共交通利用環境に関する整理・検証（主要な交通結節点での乗り継ぎ状況・乗り継ぎ環境、バリアフリー対応状況、情報提供（時刻表・経路検索・バスマップ等）の現状を含む）

(ウ) 公共交通の利用実態に関する分析

(エ) 敬老福祉乗車券交付事業及びあいのみタクシー等運行支援事業の実績分析及び今後の見通しの整理

イ 整理した結果は、後述のワークショップ・勉強会における題材として活用する。また各種データは、本市が保有する既存の調査結果・運行データ等を提供する。

(2) 関係者ヒアリング調査

地域内の交通事業者に対してアンケートやヒアリング調査を実施し、運行実態を把握する。ヒアリング対象は、民間路線バスを運行している交通事業者、市生活路線バス・市乗合タクシー等を運行している交通事業者とする。

(3) ワークショップ・勉強会及びフィールドワークの企画・運営

ア 上記(1)(2)の結果を踏まえ、浜田市内を 5 地域 10 エリアに分割し、地域特性や公共交通の整備状況、需要・移動ニーズ、公共交通の課題等を整理するための関係者間の議論の場（ワークショップ・勉強会）を企画・運営する。行政職員に加え、交通事業者・地域住民が参画する構成とし、地域一体での交通体制の再設計に向けた連携意識と課題解決能力の醸成を図る。

イ 交通取組の先進地への視察（フィールドワーク）を企画・運営し、「浜田市でならどのように実装するか」を考えることを通じて、実学的な企画能力を磨く機会とする。なお視察先との調整・受入依頼は受託者が行うものとし、交通費等の各種経費は委託費内に含めるものとする。

ウ ワークショップの開催形式は対面を基本とし、講師等の事情によりオンライ

ン併用とする場合は事前協議のうえ決定する。フィールドワークは現地視察とする。

エ 各プログラム実施後はアンケートを通じ、課題認識や関係者間の共通認識の醸成状況等を定量・定性の両面で測定する。

オ 下記の構成案に基づき提案を行い、本市と協議のうえ実施内容および具体的な実施スケジュールを決定する。

コンテンツ	回数	想定参加人数	内容
ワークショップ・勉強会(演習)	計 2 回	各 20 名程度	(1) (2)の結果を踏まえ、浜田市内を複数エリアに分割し、地域特性・整備状況・需要・移動ニーズ・課題等を整理する。現状把握・課題整理 → 課題・対応策の検討を段階的に行う。また適宜、外部講師の登壇を検討する。
フィールドワーク(先進地視察)	1 回	20 名程度	先進的な取組を行っている地域への視察を実施する。「浜田市でならどのように実装するか」を考えることを目的とし、運行スキーム・運営体制・効果検証手法・住民への浸透手法等を学ぶ。(視察先は本市と協議のうえ決定する。)

※ ワークショップ等の参加者は、民間路線バス事業者、公共交通運行事業者、地域住民（市内 5 地域 10 エリアからそれぞれ）、浜田市職員を想定する。

※ フィールドワークについては、具体的な視察先・移動手段・宿泊の可否・行程・必要経費等の計画を含めて提案すること。

※ ワークショップ・勉強会及びフィールドワークの各回のテーマ・連続性、開催時期、参加人数等の計画について、提案すること。

カ 講師及びワークショップのファシリテーターの調整・手配、資料等の制作、必要な設備・機材の確保・手配、並びに必要なスタッフの手配等を実施する。会場の予約や機材確保、各企画の司会進行については、本市と相談のうえ、市に依頼することも可能とする。

キ 講師依頼の際は、本業務の趣旨（地域特性に応じた公共交通の再編検討、行政・事業者・住民の協働）を踏まえて選定し、事前に本市と協議したうえで確定する。

(4) 報告書作成及び地域公共交通計画改定案の作成

ア (3)のワークショップ・勉強会及びフィールドワークの結果を踏まえ、優先的に取り組む公共交通の課題及びその対応策（バスや乗合タクシーのサービス改善・再編、MaaS をはじめとした新たな交通サービスの導入等を含む）を検討し、方針・方向性を具体化する。

イ 地域公共交通計画の中間評価結果等も踏まえ、地域公共交通計画の改定（事業内容やスケジュール等の追記・変更）に係る案を作成する。役割分担、計画

の構成、記載項目、庁内・地域での合意形成の進め方等は、本市と協議のうえ決定する。

(5) 業務に係るサポート体制の構築・運営

ア 受託者は業務遂行に、迅速に対応できるスタッフを配置するなど、必要な体制を構築すること。

イ 本調査業務の運営上、関係者に対するサポートの窓口は、メール・電話等の手段で実施し、対応の遅れなどが生じないように、適切な対応時間及び人数で運営すること。

6 成果品の提出

- (1) 「5 業務内容」の成果を報告書としてとりまとめ、次の形式により「8 担当部署」に提出する。提出時には、市の担当者に対し内容の説明を行うこと。

紙媒体 (業務報告書及び概要版) 2部

電子媒体 (紙媒体資料格納データ、Microsoft Word・Excel 等)

CD-R又はDVD-R 2部

※ 本業務は国庫補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト／モビリティ人材・組織育成タイプ）を活用した事業であることから、その趣旨を十分に理解したうえで上記の成果品一式を作成し、業務期間内に確実に本市へ提出すること。

7 その他

- (1) 本業務は国庫補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト／モビリティ人材・組織育成タイプ）を活用した事業であることから、その趣旨を十分に理解したうえで、各種申請・実績報告等に関する必要書類の作成・手続きの支援や、帳簿等の整備・保存を行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (3) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。
- (5) 市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集・提供に協力することとする。受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了後速やかに市に返還しなければならない。
- (6) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け

負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- (8) 受託者が本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (9) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。

8 担当部署

所在地 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

担当課 浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室
担当：井上

連絡先 TEL：0855-25-9201 FAX：0855-23-1866
E-mail：kotsu@city.hamada.lg.jp